

研究所 月報 2022.1

育児介護休業法改正のポイント

出生時育児休業

改正育児介護休業法のメインとなるのが、令和4年10月1日から施行される「出生時育児休業」制度です。

男性の育休取得がなかなか進まない原因として、「業務との調整」の難しさがあります。既存の育休よりも、より男性にとって利用しやすい仕組みの整備が求められていました。

新設の出生時育児休業は、「子の出生後8週間以内に、最長4週間」取得できます。既存の育休とは「別枠」ですから、出生時育休を取得した従業員であっても、復職後、改めて通常の育休の申出ができます。

そのほか、既存の育休と違う点を挙げると、第1に、取得手続きが簡便化されます。通常の育休の場合、原則1か月前に申し出る必要があります（子が早く生まれたなど特別の事情があるときは1週間前）。しかし、特に男性については、「業務の見通しがつけられない」等の理由から、育休の申出を断念する従業員が少なからずいると指摘されていました。

このため、出生時育休は、申出のタイミングを原則2週間前（特別の事情があるときは1週間前）に短縮しました。特例として、育休を取りやすいように職場環境を整備した事業主は、労使協定の締結により、申出期間を2週間超～1か月に緩和することもできます。

第2に、休業の分割取得（2回に分ける）も可能になります。分割する際には、「初めにまとめて申し出る」必要があります。

第3に、休業中の就労に関する条件も緩和されます。

既存の育休については、「一時的・臨時的な就労」は可能ですが、「恒常的・定常的な就労」は認めないという整理になっています。

しかし、出生時育休に関しては、労使協定の締結を条件として、「あらかじめ定められたスケジュールに従って」一部就労することができます。就労の上限は、所定労働日数・時間の半分までです。休業が始まる前までに、従業員と事業主が調整を行い、従業員の同意を得られた範囲内で就労する形となります。



完全週休 2 日制が適用されている労働者割合は 6 割

就職活動における企業選びの条件として、労働時間や休日を重視する傾向は相変わらず高いようです。厚生労働省は「令和 3 年就労条件総合調査」において、週休制や年間休日総数、年次有給休暇の取得状況等の結果を公表しており、自社の状況を一般的な水準と比較することができます。以下では、週休制や年間休日総数についてとり上げます。

■完全週休 2 日制の適用

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休 2 日制」を採用している企業割合は 83.5%（令和 2 年調査 82.5%）となっており、このうち「完全週休 2 日制」を採用している企業割合は 48.4%（同 44.9%）となっています。

「完全週休 2 日制」を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 66.7%、「300～999 人」が 60.0%、「100～299 人」が 53.7%、「30～99 人」が 45.0%となっています。

また、週休制の形態別適用労働者割合をみてみると、「何らかの週休 2 日制」は 84.8%（同 85.9%）となっており、このうち「完全週休 2 日制」は 60.7%（同 58.0%）となっています。「完全週休 2 日制」が適用されている労働者の割合は 6 割を超えており、完全週休 2 日制でないことが採用面で何らかのマイナスの影響を及ぼす原因となっていることが想像されます。

■1 企業平均の年間休日総数は 110.5 日

令和 2 年（または平成 31（令和元）会計年度）の年間休日総数を 1 企業平均で見ると 110.5 日となりました。平成 31（令和元）年は 109.9 日となっていたことから、微増しています。

各年の暦の総数や祝祭日の日数の影響も多少考えられますが、近年は増加傾向にあります。

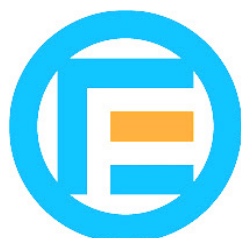
この年間休日総数は、企業規模が大きくなるにつれ、1 企業平均年間休日総数は増えており、年間休日総数では大企業の条件面がよいという判断ができます。

これらのほか、この調査では夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合などの調査結果が示されています。同一の企業規模の状況を知ることができるため、今後、諸条件の見直しの際に参考になるでしょう。

ひらたコラム

平田少女、その昔はピアノを習っていました。しかし、私はおけいこが嫌いで、どうにかサボる方法を考えてばかりいました。わざと楽譜を忘れて取りに帰る時間を稼いだり…。そんなやる気のない生徒を教えなければならない先生や、お月謝を払っていた親の気持ちになると何とも申し訳なさ募ります。

そんな不真面目さだったものだから、小学 1 年生の発表会で弾いた「ピッピーゴー」しか弾けない大人になりましたが、ちょっと再開してみようかなという思いが芽生えています。しかし、再開までのハードルは高い…。
(なお、今年始めた刺繍は少しずつ上達しています。シカを刺してみました！)



発行／2022 年 12 月 28 日 第 116 号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

